

「愛媛の３Ｒフェア」開催事業委託業務仕様書

1 業務名

「愛媛の３Ｒフェア」開催事業委託業務

2 目的

循環型社会の構築を目指すため、「資源循環優良モデル認定事業」において認定したリサイクル製品や廃棄物の３Ｒに積極的に取り組む事業所・店舗等を、環境イベント等においてその存在を広く県民に周知し、認知度の向上を図るとともに、県民が身近に取り組める３Ｒ活動について紹介・展示・体験を行うことにより、県民への３Ｒ活動の普及促進と３Ｒを意識したライフスタイルの定着を図る。

3 委託上限額

2,664,200 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 19 日（金）までとする。

5 愛媛の３Ｒフェアの概要

- (1) 開催時期：令和 7 年 9 月 13 日（土）、9 月 14（日）（仮予約済）
上記 2 日間をイベント開催日とし、9 月 12 日（金）を設営等の準備日とする。
- (2) 開催場所：エミフル MASAKI エミフルコート・エミフルホール A
(伊予郡松前町筒井 850)
- (3) 共催者：愛媛県資源循環優良事業者連絡協議会（Re-えひめ）
- (4) 内容：愛媛県資源循環優良モデル認定事業者によるブース出展、関係団体等による製品やパネル等の展示や３Ｒ体験コーナーの実施等
- (5) 対象者：県民
- (6) 参加人数：約 1,500 人程度
- (7) 参加費：無料

6 委託業務の内容

- (1) 運営に関する基本事項
 - ・受託者は、イベントの企画、開催準備、運営から実績のとりまとめまで全ての業務を行うものとする。
 - ・準備から開催までのスケジュール調整及び出展事業者・関係機関等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理等、全ての業務運営を県と協議の上実施すること。
 - ・イベントの実施において必要な人員など運営体制等を盛り込んだ運営マニュアルを作成すること。なお、マニュアルには、事故発生時に対応可能な救急病院等を調

査し、掲載すること。

- ・委託料には、会場設営費、スタッフ人件費、必要とする資機材及び出展物の運搬費、看板等装飾物作成費、チラシ等印刷費等のイベント運営に係る一切の経費を含むこと。
- ・上記のほか事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

(2) 3 R体験コーナーの企画・運営

- ・3 Rについて、子ども（小学生程度）が気軽に体験でき、自宅等でも再現できる3 R体験コーナーを企画・運営すること。なおワークショップやクイズ等実施内容及び形式は問わない。
- ・来場者が、イベント会場内を周遊しながら3 R等について学習できる企画（クイズラリー等）及び来場者へのプレゼントを提案すること。（想定個数：1,500 個）内容については県と別途協議の上、決定すること。

(3) パネルの作成・展示及びブース出展等

- ・3 Rに関するパネルについて2枚作成すること。デザインについては別途県と協議の上、決定すること。
- ・食品ロス削減、海洋ごみ削減、プラスチック資源循環に関するパネルについて、県から提供可能なパネルは無料で提供する。パネルの会場への運搬・展示・撤去は受託者が行うこと。
- ・四国4県リサイクル製品相互推奨コーナーや国機関（環境省四国事務所、四国経済産業局）のパネル展示について、関係各所へのパネル提供依頼は県が行う。パネルの会場への運搬・展示・撤去・返却は受託者が行うこと。
- ・愛媛県資源循環優良モデル認定事業者による出展ブースを設置すること。
- ・海洋ごみ削減に関する瀬戸内オーシャンズXの特設ブースを設置すること。
- ・来場者が会場全体をバランスよく周遊できるように工夫したブースのレイアウトを作成すること。

(4) 出展事業者、関係者等との調整

- ・愛媛県資源循環優良モデル認定事業者等の出展事業者の決定は県が行う。イベント当日までの調整は受託者が行うこと。
- ・ブース施工業者、会場管理者等を含む関係者との調整は受託者が行うこと。

(5) 広報・周知方法

- ・昨年度同等の来場者数を確保するため、新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等の中から効果的な広報・周知方法を提案すること。
- ・チラシについては昨年度と同程度を作成し、500 枚は受託者が配布すること。

（参考：昨年度実績 テレビCM 30 本、チラシ 3,000 枚）

(6) 会場関係

- ・契約後、仮予約している会場の使用に係る必要な手続きを行うこと。
- ・3 R啓発イベントである趣旨を踏まえ、廃棄物のリデュースに努めるとともに、

装飾品等のリユース、リサイクル等を検討すること。

- ・会場の装飾・音響、会場の案内看板等の設営及び撤去等を行うこと。
- ・設営・撤去などの作業時間等については、会場管理者と協議調整を行うこと。
- ・イベント実施時の通路確保に留意するとともに、必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・各テナントの営業を妨げないよう配慮すること。

(7) イベント当日の主な内容

- ・イベント会場内の巡回、来場者の案内、出展ブースへの円滑な誘導を実施すること。
- ・イベント開始時間前に開会式を実施すること。
- ・来場者の受付を行い、来場者数をカウントしてイベント終了後に報告すること。
- ・事業効果を測るため、来場者アンケートを実施し、取りまとめの上報告すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにイベントの実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ等に掲載できる画像データを提出すること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転する。
- (4) 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (5) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (8) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。